

市消防団協力事業所

表示制度

消防団員の約7割がサラリーマンといわれるなか、年々減少している消防団員の確保と活動環境整備のためには、事業所などの協力体制の構築が不可欠です。

この制度は、消防団員の従業員が消防団活動をしやすい環境作りや、地域の防災力の向上に寄与した事業所などに表示証を交付し、社会的に貢献していることを評価することで、その事業所が信頼性を増し、地域における消防防災体制の充実強化を図るためのものです。

※お問い合わせは
消防本部総務課消防団係
(☎863・3511)まで

10月1日は浄化槽の日

「浄化槽の日」は、浄化槽の設置や管理方法などについて定めている浄化槽法が、昭和60年10月1日に全面施行されたことを記念して、制定されました。

浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能をもち、水洗化で快適な生活が楽しめるだけでなく、きれいな水を自然に帰し、美しい環境を守ります。

市民からのお便り

今年は読書の秋を楽しみたいと思っています。図書カードよろしく願っています。

しかし、適正な維持管理を行わなければ、本来の性能を十分に発揮できません。

浄化槽法では保守点検・清掃・法定検査を実施することが義務づけられていますので、それらを確実に実施し、南国市の美しい自然をみんなで見守っていきましょう。

※お問い合わせは
環境課処理場整備係
(☎880・6557)まで

10月は「里親月間」

あなたを必要としている子どもたちがいます

親の病気やさまざまな事情によって、家族と生活できない子どもたちがいます。そのような子どもと温かい家庭的な雰囲気の中で共に暮らし、健やかな成長を見守りながら、自立を支援する里親を募集しています。里親に関心のある方は、ご相談ください。

※お問い合わせは

県中央東福祉保健所健康課

(☎0887・53・3172)

県中央児童相談所

(☎866・6791)

福祉事務所社会係

(☎880・6566)まで



知って得する国民年金

第1号被保険者には
独自給付があります

■付加年金

本人の申し出により、加入することができます。定額の保険料に付加保険料(400円)を加えて納めます。ただし、保険料の免除を受けている方および国民年金基金へ加入している方は付加保険料を納付できません。

付加年金の年金額＝200円×付加保険料納付月数
例えば、10年納めると24,000円(200円×120月)が基礎年金額に加算されます。

■寡婦年金

寡婦年金は、老齢基礎年金の資格期間(25年)を満たした夫が、年金を受けずに死亡した場合に、10年以上婚姻期間があった妻に、60歳から65歳までの間支給されます。

年金額は夫の基礎年金で計算した額の4分の3です。ただし、夫が障害基礎年金の受給権を持っていたり、妻が繰り上げの老齢基礎年金を受けている時は、寡婦年金は支給されません。

■死亡一時金

死亡一時金は、第1号被保険者としての保険料納付期間(一部納付期間のある方はその期間に応じて計算した期間)が3年以上ある人が死亡した時、支給されます。ただし、死亡した人が、老齢基礎年金や障害基礎年金の支給を受けていた時、

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

またはその人の死亡により遺族が遺族基礎年金の支給を受けられる時は支給されません。

■短期在留外国人の脱退一時金

日本に住む外国人も、20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入することになります。国民年金の保険料納付期間(一部納付期間のある方はその期間に応じて計算した期間)が6カ月以上あり、老齢基礎年金の受給資格のない短期在留の外国人には、被保険者資格を喪失して、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば、脱退一時金が支給されます。

10月の休日・時間外年金相談

県下4つの社会保険事務所で、13日(土)は午前9時30分から午後4時まで、9日(火)は午後7時まで、年金相談を行います。また、高知東社会保険事務所では、1日(月)・15日(月)・22日(月)・29日(月)も午後7時まで、年金相談を行います。

※お問い合わせは、
市民課年金係(☎880-6555)
南国社会保険事務所(☎864-1111)

ごみ出しは定められた日に！

※お問い合わせは、
環境課環境係（☎ 880-6557）まで

■次の点を必ず守ってごみを出してください。

- ▶ 指定日の午前5時～8時までに出示してください。
- ▶ お住まいの地区のごみステーションに出示してください。
- * 地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶ 可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビンは指定袋で出示してください。
- * 指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
10/1	月	十市(南部)、天行寺、成合
2	火	片山、里改田
3	水	浜改田
4	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
5	金	立田
6	土	田村
8	月	下啗内、物部、久枝(開田)
9	火	稲生
10	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
11	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
12	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
13	土	篠原、明見
15	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
16	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
17	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
18	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
19	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
20	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
22	月	国分、比江、左右山、岩村
23	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
24	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
25	木	久礼田、植田
26	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、穴崎、外山、中谷
27	土	十市(北部)、緑ヶ丘
11/1	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
2	金	立田
3	土	田村
5	月	十市(南部)、天行寺、成合

* 黒い袋、肥料やお米の袋などで中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・衣類)

と き	地 区
10月1日・15日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
10月2日・16日 (第1・3火曜日)	下島、田村(パハス南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
10月3日・17日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、穴崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
10月8日・22日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
10月9日・23日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(パハス北)、岩村、下啗内
10月10日・24日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
11月5日・19日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
10/1	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
2	火	領石、植野、久礼田、植田
3	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
4	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
5	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
6	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
8	月	十市(南部)
9	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
10	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
11	木	立田、田村
12	金	後免町、野田
13	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
15	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
16	火	領石、植野、久礼田、植田
17	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
18	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
19	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
20	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
22	月	下啗内、物部、久枝(開田)
23	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
24	水	稲生
25	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
26	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、穴崎、外山、中谷、白木谷、八京
27	土	国分、比江、左右山、北小籠
11/1	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
2	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
3	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)



* 空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
10月1日・15日 (第1・3月曜日)	天行寺
10月4日・18日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
10月5日・19日 (第1・3金曜日)	下島、田村(パハス南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
10月6日・20日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、穴崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
10月11日・25日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
10月12日・26日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(パハス北)、岩村、下啗内
10月13日・27日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
11月1日・15日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)